

エ) 伝聞証拠の意義 **伝統的な論点もきちんと解説**

Case 証人Xは、「被告人が被害者を殺すのを見た」と、検察官の主尋問で証言したが、時間が来てしまったため、反対尋問は1ヶ月後の期日と指定された。しかし、反対尋問の期日が来る前に証人Xが死亡した。証人Xの供述は伝聞証拠に該当するか？

↓

伝聞証拠とは、公判廷外の供述を内容とする証拠で、供述内容の真実性を立証するためのものをいう（形式説）

↓

そもそも、供述証拠は、知覚・記憶・叙述の過程で誤りが混入する危険性があるので、①偽証罪等の制裁を告知し、②裁判官の直接観察の下で、③反対当事者の反対尋問にさらして、正確性を吟味する必要がある。しかし、このようなチェックができない証拠について、法は伝聞証拠としてその証拠能力を否定した（320）ものと考えられる。

↓

ただし、上記3つのテストの上で、一番重視されるべきは、裁判官による直接観察であるし、320の文言から、証拠能力が否定される伝聞証拠とは、公判廷外の供述を内容とする証拠で、供述内容の真実性を立証するためのものをいう。

↓

したがって、証人Xの供述は公判廷供述である以上、伝聞証拠に該当しない。

※実質説

伝聞証拠とは。事実認定をなす裁判官の面前で、主尋問後に反対尋問によるテストを経ない供述証拠をいう

←反対尋問権の重視

オ) 供述録取書～二重の伝聞 **供述録取書の構造など、理解すべきところはしっかり解説**

検察官は、被告人が「自分が被害者を殺しました」というのを聞いて、調書にした。

↓

「自分が被害者を殺しました」という点に誤りがないか、被告人に聞く必要

↓

また、検察官が、被告人の言い分を正確に調書化したか、検察官に聞く必要。

↓

しかし、公判廷に提出されたのは調書という紙。

↓

二重にチェックしなければいけないのに、両方できていない点で、供述録取書は二重の伝聞（再伝聞）といえる。

↓

ただし、実務上は、被告人に調書を読み聞かせて、正確性に誤りがないか確認した上で、被告人の署名捺印をもらう（321 I 柱書参照）。

このような手続きを経れば、検察官が被告人の言い分を正確に調書化したかはチェック不要

↓

単純な伝聞となる

（2）伝聞と非伝聞 最大の論点、非伝聞については重点的に解説

ア) 非伝聞

伝聞証拠とは、公判廷外の供述を内容とする証拠で、供述内容の真実性を立証するためのものをいう。

とすれば、公判廷外の供述を内容とする証拠でも、供述内容の真実性を立証するためではないものは、伝聞証拠にあたらぬ＝非伝聞

イ) 非伝聞の種類

① 供述したこと自体が要証事実の一部の場合

例1) 「Aが、BがVを殴っているのを見たと言っていた」というCの公判廷の供述。

i) BがVを本当に殴ったことを立証する場合、Aの知覚・記憶・叙述の過程に誤りが入る可能性がある

→従って、直接観察・反対尋問等のテストを経なければならないが、経ていないので伝聞証拠。

※Aの話している「私はBがVを殴っているのを見た」という内容の真実性を立証するための証拠であり、公判廷外の供述なので、伝聞だと、定義から説明してもよい。

ii) (BはVを殴っていないという証拠が別にあるという設定で) Aが、Bの虚偽の犯罪事実を犯したとあって、Aの名誉毀損の事実を立証しようとする場合

→Aの知覚・記憶・叙述の過程は問題にならず(BがVを本当に殴ったかは関係ないから)、Aが「BがVを殴っているのを見たと言っていた」かどうか争点

→もし誤りが入るとしたら、Cの知覚・記憶・叙述の過程に他ならない

→これは、公判廷にいるCを直接観察・反対尋問すればよい

→非伝聞

※※Aの話している「私はBがVを殴っているのを見た」という内容の真実性を立証するための証拠はないので、非伝聞だと、定義から説明してもよい。

赤字は講師コメントです